江 農 第 47 号 令 和 6 年 4 月 12 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江津市長 中村 中

市町村名	江津市				
(市町村コード)	(322075)				
		波積・都治			
地域名(地域内農業集落名)	高山下、本谷上、本名	成寺、本郷、城下、二川、嘉地屋、中北、割石、滝頭、滝尻、才ノ神、高山上、 今下、中向井下、中向井上、尾浜4、尾浜3、尾浜2、尾浜1、波来浜、青波、 下都治、中都治2、中都治1、新田、上都治北2、上都治北1、上都治)			
協議の結果を取り	まとめた 年日口	令和5年12月25日			
一	まこめた十月日	(第1回)			

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・認定農業者5者(5法人)を含む6法人7個人1団体が地域の農業を担う者として在している。
 - ・上記担い手による集積率は約60%
 - ・本市においては小田・今田エリアに次ぐ平坦な水田が広がる地域であり、担い手への集積率、面積ともに高い水準。
 - ・水田での水稲栽培がメイン。加えて、WCSやタマネギ、苔、真菰などの水田転作、イチゴ、クレソンなど高単価の施設野菜の栽培も行われて、営農形態の多様化が進む。
 - ・都治地区では担い手への集積が進み、効率的かつ安定的な経営を目指す担い手も存在するが、一部で耕作が分散錯綜状態となっている。
 - ・波積地区では共同作業や機械の共同利用を行うグループ、農業法人、個人で一定程度の集積を進めている担い手があり、若手担い手候補の 育成も進めている。
 - ・圃場整備は概ね完了。【S61~63(反坂)、S57~H1(波積町上北)、S61~H3(波積町本郷)、H5~6(松井)、H10~H16(都治)】
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・水稲生産の低コスト化と担い手の効率的かつ安定的な農業経営を推進するエリア。
 - ・各地域の特性に即した低コストかつ収益性の高い営農体系の構築。
 - ・担い手間の連携強化による農地の集約化と効率的な農業の確立。
 - ・将来的に地域の農業を担う若手農業者の育成。
 - ・将来の担い手のニーズに合わせた圃場条件の改善検討。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

X	域内の農用地等面積	254 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

- (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - ・地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、協議の場参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

- ・反坂集落、福城寺集落、本郷集落、城下集落、二川集落は農業法人のほか、任意団体など複数の担い手が耕作中であり、かつ新規就農予定者が後継者として控えているため、ブルーゾーンとする。
- ・嘉地屋集落は法人が継続して営農意向を持つ区域をブルーゾーンとし、担い手が複数耕作しているものの、農業法人が撤退意向を示している区域をグレーゾーン、その他担い手が不在の区域をレッドゾーンとし、利活用方法を検討する。
- ・中北集落は法人が拡大意向を持つ区域をブルーゾーンとし、その他の区域は担い手が不在のためレッドゾーンとする。
- ・割石集落、滝頭集落は担い手2者がそれぞれ現状維持、拡大意向であり、ブルーゾーンとする。
- ・藪集落は農業法人が施設園芸で営農している区域をブルーゾーンとする。
- ・松井集落は農業法人が一部耕作しているものの、拡大には課題が残る区域をグレーゾーンとする。
- ・下都治集落は農業法人が拡大可能な区域をブルーゾーン、撤退意向と参入意向の農業法人がある区域をグレーゾーンとする。
- ・中都治2集落は担い手が拡大意向を持っている区域をブルーゾーンとし、担い手不在の区域をレッドゾーンとする。
- ・中都治1集落、新田集落、上都治北2集落、上都治北1集落、上都治集落は担い手が安定して営農を継続できる見込みが高いことから、ブルーゾーンとする。

(2)農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を斟酌しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

波積地区では若手の担い手候補が圃場の条件改善(排水対策、畦畔のコンクリート化等)を希望しているため、必要に応じた基盤整備の方向 性を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

多彩な水田園芸や特色ある施設園芸の推進、有機農業の導入などを核とした新たな就農者の確保や苔、真菰などの省力品目の拡大による兼業 農家の確保、育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

担い手および非担い手農家の労力軽減につながる作業や、必要な機械を持たない作業について、農業支援サービス事業者への農作業委託を積極的に活用する必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

>	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④ 輸出		⑤果樹等	
	⑥燃料・資源作物等	4	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	>	⑨耕畜連携	>	⑩その他	
7 \=										

【選択した上記の取組方針】

- ・イノシシ、サルによる農業被害が大きいため、地域と行政が連携し対策を講じていく。
- ・現状、有機JAS認証圃場は存在しないが、今後の導入を検討し、高収益化を図る。
- ・近隣エリアに大規模な肥育豚農場があり、WCS栽培の拡大や有機農業の導入と併せて構築連携の強化を図る。
- ・積極的に水田転作を推進し、面積当たりの収益性を高める。